

那覇市公報

号外第 6 6 4 号

毎月 2 回 1 , 1 5 日発行
発 行 所
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市総務部総務課

目 次

監 査 委 員 公 表

- 平成 1 7 年度財政援助団体等監査の結果について (公表) 1245

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 7 号

平 成 1 8 年 1 月 30 日

那覇市監査委員	長嶺	紀雄
同	宮里	善博
同	山川	典二
同	玉城	彰

平成 1 7 年度財政援助団体等監査の結果について (公表)

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 1 7 年度

財政援助団体等監査結果報告書

- 1 南部市町村会負担金
- 2 共済費厚生会負担金
- 3 利子補給（助成）補助金
- 4 景観地区への助成事業
- 5 モノレール旭橋駅周辺市街地再開発事業
- 6 都市再生総合整備事業

那覇市監査委員

平 成 1 7 年 度

財 政 援 助 団 体 等 監 査 報 告 書

1 監査の対象

実施根拠等

平成 16 年度に係る補助金等交付事務について、市が補助金、交付金及び負担金等を交付している団体又は個人に対し、その財政援助等の目的となっている事業について、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条 7 項の規定に基づいて、総務部、財務部及び都市計画部の 2 1 2 団体又は個人のうち、次の 6 団体又は個人とその所管課を対象に実施した。

- (1) 所管部局関係 総務部 : 総務課、人事課、管財課
 財務部 : 財政課
 都市計画部 : 都市計画課、都市再開発課、区画整理課
- (2) 団体関係 南部市町村会 (総務課)
 那覇市職員厚生会 (人事課)
 那覇市土地開発公社 (管財課、財政課)
 景観地区への助成事業 (都市計画課)
 旭橋都市再開発株式会社 (都市再開発課)
 都市再生総合整備事業 (区画整理課)

2 監査の期間 平成 1 7 年 1 0 月 6 日から平成 1 8 年 1 月 5 日

3 監査の方法

監査対象 : 団体

地方自治法第 2 3 2 条の 2 の規定に基づき、市から財政援助を受けている総務部、財務部、都市計画部の財政援助団体について、次の点が適正に行われているかを監査実施した。

(1) 財政援助団体監査

ア 所管部局関係

- (ア) 補助金、交付金、負担金、その他の財政援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。
- (イ) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (ウ) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (エ) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書によりなされているか。
- (オ) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

イ 団体関係

- (ア) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符号するか。
- (イ) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (ウ) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

(2) 出資団体監査

ア 所管部局関係

(ア) 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

(イ) 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

イ 団体関係

(ア) 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。

(イ) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

(ウ) 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。

(エ) 経営成績及び財政状態は良好か。

(3) 現地調査

ア 南部市町村会

南部家畜市場 (東風平町)、南部地区農業用プラスチックリサイクルセンター (糸満市)

イ 那覇市土地開発公社

福祉複合施設用地 (おもろまち)、小学校建設用地 (おもろまち)、中学校建設用地 (おもろまち)、公共用地取得の代替用地 (首里大名)、那覇市保健センター建設事業用地 (小禄金城)

ウ 景観地区への助成事業

首里金城地区、龍潭通り沿線地区

エ 都市再生総合整備事業

(有) おもろまちインベストメント

4 団体・個人の事業概要と監査結果

(1) 事業名称 南部市町村会負担金

ア 所管部局名

総務部総務課

イ 負担金交付先

南部市町村会

(ア) 設立年月日

昭和 23 年 2 月

(イ) 会 長

屋宜 由章 (大里村長)

ウ 負担金交付額

8,164,000 円

エ 負担金事業概要

南部市町村間の連絡調整を図り、地方公共事務の円滑な運営と地方自治の振興発展に寄与することを目的としている。

(ア) 負担金根拠

南部市町村会会則

(イ) 負担金概要

南部市町村会会則第 12 条第 2 項の規定により、南部市町村会予算は編成せず、財団法人南部振興会予算として編成し、執行されているため、財団法人南部振興会を監査対象とした。

平成 16 年度財団法人南部振興会関連負担金

単位：千円

	市町村名	一 般 会 計				特 別 会 計		合 計
		南部振興 会 (那覇 市のみ南 部市町村 会)	南部総合 福祉セン ター	南部地区 畜産共進 会	沖縄県畜 産共進会	南部地区 農業用プラ スチックリサイクル センター	南部家 畜人工 授精セン ター	
1	那覇市	8,164	0	48	14	1,085	96	9,407
2	糸満市	6,473	1,832	231	62	3,960	994	13,552
3	豊見城市	6,028	1,737	153	42	2,255	461	10,676
4	東風平町	2,921	1,693	330	87	1,505	468	7,004
5	具志頭村	2,070	885	140	38	1,819	762	5,714
6	玉城村	2,310	937	120	32	1,531	578	5,508
7	知念村	1,903	849	77	21	1,428	217	4,495
8	佐敷町	2,411	959	133	36	951	233	4,723
9	与那原町	2,756	1,033	43	12	595	122	4,561
10	大里村	2,416	960	289	77	1,576	903	6,221
11	南風原町	4,340	1,374	62	18	1,734	289	7,817
12	渡嘉敷村	1,416	236	0	0	0	0	1,652
13	座間味村	1,444	236	0	0	0	0	1,680
14	粟国村	1,437	236	78	22	0	0	1,773
15	渡名喜村	1,397	236	0	0	0	0	1,633
16	久米島町	2,220	236	183	50	0	0	2,689
17	南大東村	1,483	236	0	0	0	0	1,719
18	北大東村	1,411	236	0	0	0	0	1,647
小 計		52,600	13,911	1,887	511	18,439	5,123	92,471
1	農協	0	0	1,286	0	18,439	0	19,725
2	民間会社 5 社	0	0	0	0	500	0	500
小 計		0	0	1,286	0	18,939	0	20,225
合 計		52,600	13,911	3,173	511	37,378	5,123	112,696

平成 16 年度財団法人南部振興会一般会計歳入歳出決算

歳 入

単位：円

款	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	備 考
1 分担金及び負担金	72,236,000	72,236,000	72,236,000	
2 財 産 収 入	8,855,000	9,151,943	9,151,943	
3 補 助 金	1,000	0	0	
4 繰 越 金	6,749,000	6,749,947	6,749,947	
5 過 年 度 収 入	1,000	0	0	

6 借 入 金	1,000	0	0	
7 寄 附 金	1,000	10,000	10,000	
8 繰 入 金	34,115,000	33,302,000	33,302,000	
9 諸 収 入	254,000	995,155	995,155	
10 償 還 金	12,990,000	13,722,500	13,722,500	
歳 入 合 計	135,203,000	136,167,545	136,167,545	

歳 出

単位：円

款	予 算 現 額	支 出 済 額	不 用 額	備 考
1 会 議 費	785,000	783,555	1,445	
2 総 務 費	74,594,000	74,065,402	528,598	
3 振 興 費	36,310,000	34,884,299	1,425,701	
4 福祉センター管理費	21,902,000	21,786,012	115,988	
5 予 備 費	1,612,000	0	1,612,000	
歳 出 合 計	135,203,000	131,519,268	3,683,732	

歳 入 総 額 136,167,545 円

歳 出 総 額 131,519,268 円

差 引 残 額 4,648,277 円

オ 監査の結果

対象となった事務は、「力 指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

力 指摘事項等

(総務課)

(ア) 南部市町村会 (南部 18 市町村) 負担金について

南部市町村会負担金については、昭和 44 年財団法人南部振興会理事会において、財団法人南部振興会負担金に統合することを決定し、財団法人南部振興会予算として一括管理しているにもかかわらず、十分な検証のないまま、南部市町村負担金として予算執行している。南部市町村会負担金として予算計上し執行しているが、請求団体である南部市町村会 (任意団体) としての予算編成はされず、財団法人南部振興会 (公益法人) 一般会計予算で一括管理されていることについては、予算執行上不適切である。

予算編成及び執行に当たっては、那覇市予算決算規則、予算編成方針及び予算編成要領並びに予算執行方針等により適切かつ厳正な予算執行に努められたい。また、負担金交付団体に対し、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則、事業計画、予算及び決算等で十分検証し、交付団体への適切な指導・助言及び改善等を行い効率的・効果的な予算執行に努められたい。

(南部市町村会)

(ア) 南部市町村会について

地方自治法第 263 条の 3 第 1 項に基づく地方 6 団体組織の下部組織としての位置づけに疑義がある。

南部市町村会を地方自治法第 263 条の 3 第 1 項に基づく地方 6 団体の都道府県組織である沖縄県市長会及び沖縄県町村会の下部組織として位置づけているが、沖縄県市長会会則及び沖縄県町村会規約に下部組織として規定されていない。

(イ) 南部市町村会予算について

- a 昭和 44 年 5 月 29 日財団法人南部振興会理事会において、南部市町村会、財団法人南部振興会事務局統合及び予算も一括し、南部市町村会負担金を財団法人南部振興会負担金として徴収することを決定しているにもかかわらず、那覇市長に対し南部市町村会負担金として請求していることは、理事会決定に反する。
- b 南部市町村会負担金として請求し、財団法人南部振興会負担金として会計処理していることは不適切である。
- c 南部市町村会と財団法人南部振興会の予算を一括管理することは、任意団体と公益法人の予算が混在し、組織の設置目的、事業区分、経費負担区分等が不明瞭である。南部市町村会会則及び財団法人南部振興会寄付行為に則した、予算管理に努められたい。また、民法第 34 条により設置された公益法人は、公益法人の設立許可及び指導監督基準に基づき、財務及び会計は、原則として「公益法人会計基準」に従い適切な会計処理を行うことになっているので遵守されたい。

(ウ) 南部家畜市場担当職員の任用及び給与について

- a 南部家畜市場の運営については、南部家畜市場の管理運営に関する規程により、財団法人南部振興会、南部畜牛組合、南部地区協同組合長会及び南部地区農協養豚協議会をもって運営委員会を組織している団体であるにもかかわらず、南部家畜市場担当職員の身分を保障するため南部市町村会職員として任用していることは不適切である。南部家畜市場担当職員は、南部家畜市場運営委員会職員として任用すべきである。
- b 南部市町村会職員として任用しているが、独自の給与規程等は制定せず、財団法人南部振興会職員給与規程に基づき、財団法人南部振興会一般会計予算で執行していることは不適切である。

(エ) 財団法人南部振興会の組織、役割、業務及び予算について

- a 財団法人南部振興会は、設立当初、沖縄県教育委員会管轄の育英基金財団として設置されたが、本来の業務である人材育成や育英事業のみでなく、南部家畜市場、南部人工授精センター及び南部地区農業用プラスチックリサイクルセンター等産業振興分野まで業務が拡大している。このことは、沖縄県教育委員会管轄の業務の範疇を超えたことになっており、財団法人南部振興会の役割、業務の在り方及び組織運営の在り方について検討されたい。
- b 平成 16 年度財団法人南部振興一般会計決算をみると、財団法人南部振興会、南部市町村会、南部家畜市場及び南部総合福祉センター等構成団体が異なる団体の経費が混在している。各団体の設置目的、担任事務及び経費負担を明確にする観点から、財団法人南部振興一般会計予算の在り方について検討してもらいたい。
- c 南部家畜市場の予算については、財団法人南部振興会構成員と異なっているにもかかわらず、人件費のみを財団法人南部振興一般会計予算で執行し、運営管理経費については、運営委員会方式で別途予算管理している。南部家畜市場の設置目的、事業内容及び経費負担を明確にする観点から、人件費等も含め、財団法人南部振興一般会計予算から分離し、運営委員会での単独予算を編成し、執行管理してもらいたい。

- (オ) 南部市町村会、財団法人南部振興会の南部広域市町村圏事務組合への事務局統合等について
- a 南部広域圏の地域振興の一層の発展のため、情報の一元化、広域組織の密接な連携による一体的かつ効率的な事務事業の執行体制を強化する目的で、平成 15 年 10 月 31 日付け「南部広域市町村圏事務組合への財団法人南部振興会・南部市町村会の事務局統合に関する覚書」により、平成 16 年 4 月 1 日付けで事務局統合している。任意団体、公益法人及び特別地方公共団体の事務局統合並びに経費負担や事務処理に疑義がある。
 - b 事務局統合に際し、南部市町村会及び財団法人南部振興会が実施している事務事業を南部広域市町村圏事務組合に委託する「事務委託方式」となっているが、平成 16 年度財団法人南部振興会一般会計決算において委託料の支出はない。
 - c 南部広域市町村圏事務組合に事務事業を委託するに伴い、南部市町村会及び財団法人南部振興会職員の身分を南部広域市町村圏事務組合に引継がせたにもかかわらず、職員の給与を当分の間、負担することについては、不適切である。職員給与については、身分引継ぎした南部広域市町村圏事務組合が負担すべきである。
 - d 南部市町村会、財団法人南部振興会及び南部広域市町村圏事務組合の設置目的、担回事務及び経費負担等を明確にする観点から、それぞれの組織、役割、業務、経費負担及び事務処理等の在り方について見直し検討されたい。

(2) 事業名称 共済費厚生会負担金

- ア 所管部局名 総務部人事課
- イ 負担金交付先 那覇市職員厚生会
- (ア) 設立年月日 昭和 4 1 年 7 月 1 日
- (イ) 資本金 679,783,431 円
- (ウ) 会長 翁長 雄志 (那覇市長)
- ウ 負担金交付額 91,585,206 円
- エ 負担金事業概要 那覇市職員厚生会は、職員の福祉の増進を図るため設置され、市負担金として職員の給料月額 1000 分の 7、職員の掛金として給料月額 1000 分の 6 で運営されている。
- 主な事業は、職員の互助共済の諸給付、職員の保健、体育、教養及び娯楽に関する事業を行っている。
- (ア) 負担金根拠 那覇市職員厚生会条例
- オ 財政状態推移

最近 3 年間の財政状態の推移は以下のとおりである。

貸借対照表 (一般会計)

単位 : 円

	平成 1 6 年度	平成 1 5 年度	平成 1 4 年度
資産の部			
1 流動資産			
(1) 預金	163,410,588	159,896,666	170,049,636
(2) 仮払金	361,262	15,969,749	1,372,562
(3) 未収収益	3,943,899	334,044	0
流動資産合計	167,715,749	176,200,459	171,422,198

2 固定資産			
(1) 有形固定資産	991,313	1,150,652	1,397,022
(2) 無形固定資産	208,400	208,400	208,400
(3) 投資等	2,000,000	2,500,000	0
固定資産合計	3,199,713	3,859,052	1,605,422
資産合計	170,915,462	180,059,511	173,027,620
負債の部			
1 流動負債			
(1) 未払金	0	0	2,108,000
(2) 未払費用	5,772,635	1,887,699	2,235,416
(4) 仮受金	0	339,836	379,376
流動負債合計	5,772,635	2,227,535	4,722,792
2 固定負債			
(1) 引当金	0	4,818,000	4,818,000
固定負債合計	0	4,818,000	4,818,000
負債合計	5,772,635	7,045,535	9,540,792
資本の部			
1 資本金			
(1) 資本金	66,116,415	66,116,415	66,116,415
資本金合計	66,116,415	66,116,415	66,116,415
2 積立金			
(1) 貸付準備資金	23,389,112	23,389,112	23,389,112
(2) 退職給与積立金	55,933,764	67,008,248	58,148,463
積立金合計	79,322,876	90,397,360	81,537,575
3 剰余金			
(1) 当期末処分利益金	19,703,536	16,500,201	15,832,838
剰余金合計	19,703,536	16,500,201	15,832,838
資本合計	165,142,827	173,013,976	163,486,828
負債・資本合計	170,915,462	180,059,511	173,027,620

カ 経営成績推移

最近 3 年間の経営成績の推移は以下のとおりである。

損益計算書 (一般会計)

単位 : 円

	平成 1 6 年度	平成 1 5 年度	平成 1 4 年度
1 事業収益			
(1) 市負担金	91,585,206	93,184,452	96,518,841
(2) 共済組合助成金	3,642,447	3,885,000	3,966,000
(3) 使用料	0	0	0
(4) 前年度繰越金	4,360,000	4,572,000	5,932,433
(5) 繰入金	0	2,880,135	0
事業総収益	99,587,653	104,521,587	106,417,274

2 事業費及び一般管理費			
(1) 職員給料	28,389,900	33,163,700	33,225,300
(2) 諸手当	13,247,679	15,760,920	16,735,513
(3) 福利費	5,850,514	6,697,520	6,190,689
(4) 旅費	193,904	402,905	283,974
(5) 印刷製本費	84,000	106,575	356,100
(6) 消耗品費	70,324	121,899	142,667
(7) 通信運搬費	14,505	91,475	24,495
(8) 会議費	13,580	39,730	30,071
(9) 渉外費	0	47,559	16,126
(10) 車両費	77,332	74,076	96,309
(11) 諸雑費	57,540	86,604	60,034
(12) 電話料	95,792	110,273	136,999
(13) 委託費	1,366,903	2,046,699	1,631,545
(14) 修繕費	171,570	72,325	121,617
(15) 文化事業費	291,000	193,070	130,510
(16) 体育事業費	3,474,283	3,534,522	3,254,872
(17) 厚生事業費	3,037,060	3,210,600	3,592,270
(18) 文体育成費	1,034,214	1,019,738	1,025,394
(19) 施設事業費	1,804,170	215,460	174,720
(20) 会員ピクニック	2,412,000	2,622,000	3,968,000
(21) 旅行補助	10,062,500	10,779,000	10,835,000
(22) 負担金	91,110	128,480	189,400
(23) 減価償却費	159,339	508,870	256,491
(24) 操出金	4,000,000	7,079,000	8,108,000
(25) 退職給与繰入金	0	0	0
(26) 退職金	3,850,000	0	0
事業費及び一般管理費合計	79,849,219	88,113,000	90,586,096

キ 監査の結果

対象となった事務は、「ク 指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

ク 指摘事項等

(人事課)

(ア) 平成 16 年度健康活動助成金の予算計上について

健康活動助成金は、沖縄県市町村職員共済組合から、市職員及びその被扶養者の健康の保持増進のための行事を実施したとき、それに要した経費の一部を助成することを目的として助成されるものである。

平成 16 年度助成額 (3,642,447 円) は、那覇市長名で請求しているが、市の予算に計上せず那覇市職員厚生会に直接振込みしている。

地方公共団体の予算は、地方財政法第 3 条 (予算の編成) 第 1 項「地方公共団体は、法

令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。」、同条第 2 項「地方公共団体は、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に応じ、その収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。」及び地方自治法第 210 条に総計予算主義の原則として「一般会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」と規定されている。今後は、その規定に基づき予算計上するよう注意されたい。

(イ) 地公法第 42 条に基づく事業計画の策定と事業の実施について

地方公務員法第 42 条に「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」と規定されているが、当該事業計画が策定されない。早急に策定し、それに基づき厚生会は事業実施するように努められたい。

(ウ) 厚生会公費負担分の見直しについて

公費負担金が充当されている厚生会の一般会計は毎年度決算で剰余金が発生し、しかも、毎年度、事業会計の収入不足補填のために繰出している。現状では、給与見直し、職員定数減等で年々、公費負担額は減少しているが、市の厳しい財政状況の中、経費節減のためにも市負担割合の減を検討されたい。

下表は平成 14 年度からの状況である。

単位：円

	平成 16 年度	平成 15 年度	平成 14 年度
公費負担金	91,585,206	93,184,452	96,518,841
一般会計（剰余金）	15,343,536	11,928,201	9,900,405
事業会計（繰出金）	4,000,000	4,000,000	6,000,000
(剰余金 + 繰出金)の合計	(19,343,536)	(15,928,201)	(15,900,405)
(割合)	(21.1%)	(17.1%)	(16.5%)

(那覇市職員厚生会)

(ア) 会計規程等の制定について

厚生会の会計処理について、引当金、積立金、退職金処理で不明朗な処理が行われている。その原因は会計規程がないためである。今後は会計規程を制定するよう検討されたい。

(イ) 基金及び積立金の設置目的、基準及び財源の明確化について

基金及び積立金は決算剰余金を処分して各会計毎に積立てられているが、設置目的、基準及び財源が明確にされてない。引当金、積立金処理は合理的な計算による金額でなければならない、その算定基準及び財源内訳（公費か職員掛金か）も明確化されたい。

平成 1 6 年度末で次のとおりである。

a	一般会計	145,439,291 円
	基金	66,116,415 円
	貸付準備資金	23,389,112 円
	退職給与積立金	55,933,764 円
b	事業会計	84,346,386 円
	基金	85,501,248 円
	退職給与積立金	845,138 円
c	福利厚生施設特別会計	422,725,479 円
	基金	422,725,479 円
d	支払準備特別会計	87,462,465 円
	基金	87,462,465 円

(ウ) 退職金の会計処理について

平成 1 6 年度の退職金、支出金額 26,507,736 円について、退職給与引当金 4,818,000 円、退職給与積立金 17,839,736 円が直接に充当され、残りが一般会計の事業外支出(退職金) 3,850,000 円として、費用処理されている。この処理は以下の点において妥当ではないので注意されたい。

- a 過去、平成 1 5 年度の退職者への支出分であるから、平成 1 5 年度に未払金処理すべきものである。
- b 過去、平成 1 3 年度まで退職給与引当金として引当てられ、平成 1 5 年度の残高が一般会計 4,818,000 円、事業会計 2,844,000 円となり、平成 1 6 年度の退職支出時に一般会計の分が全額充当され、事業会計の分が残っている。平成 1 4 年度から平成 1 6 年度も勤続年数が継続し退職金の要支給額は増加しており、引当てを止める理由はない。法人税法上の取扱いが変わったことは会計上の引当を止める理由にはならない。
- c 過去に剰余金処分によりかなりの退職給与積立金への積立てがなされ、平成 1 6 年度の支出時に充当後も、56,778,902 円(事業会計含む)の残高となっている。ただし、職員の退職金を剰余金の処分により積立て、支出時に直接これを充当するのは、損益計算書の費用となるべき退職費用が発生年度においても、支出年度においても費用として計上されず、妥当な処理とは言えない。積立金経理の場合は、支出した退職金の金額を費用処理し、剰余金の処分で積立金を取り崩して、補填するべきである。
- d 引当金、積立金、費用処理に分けた金額に明確な根拠が無く、恣意的なものとなっている。

任意団体であるから、わかりやすく収支に徹した経理するなら、支出時に退職金として費用処理し、別途、注記等で年度末の退職金要支給額等を明確にする方法が考えられる。

(3) 事業名称 利子補給(助成)補助金
出資金

ア	所管部局名	利子補給補助金 財務部財政課
		出資団体 総務部管財課
イ	補助金交付先	那覇市土地開発公社
	出資先	〃

- (ア) 設立年月日 昭和 48 年 6 月 4 日
- (イ) 基本財産 10,000,000 円 (全額那覇市出資)
- (ウ) 理事長 當銘 芳二 (那覇市助役)
- (エ) 目的 土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(オ) 市との関係

- a 損失補償の方法：那覇市議会の議決に基づく
- b 損失補償額： 3 8 0 億円
- c 市への償還方法：市へ売却時に償還
- d 事務費： 市と公社の協定書に基づき取得原価 (用地取得費、物件補償費、用地造成費等) の 1 %。

ウ 監査の対象事業概要

(ア) 出資団体監査

本市が「公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和 4 7 年法律第 6 6 号)」に基づき、同公社に対し昭和 4 8 年に出資した 10,000 千円 (基本財産に対する出資比率 1 0 0 %) の出資金。

(イ) 利子補給 (助成) 補助金

平成 1 6 年度において執行された補助金 1,187 万 5,189 円に係る出納、その他これらに関連する事務。

エ 財政状態推移

最近 3 年間の財政状態の推移は、以下のとおりである。

貸借対照表

(単位：円)

	平成 1 6 年度	平成 1 5 年度	平成 1 4 年度
資産の部			
1 流動資産			
(1) 現金及び預金	408,483,248	359,919,881	358,760,325
(2) 未収金	11,853,413	15,913,523	15,913,167
(3) 公有用地	19,122,166,810	24,508,028,463	24,465,674,859
(4) 代行用地	0	0	0
流動資産合計	19,542,503,471	24,883,861,867	24,840,348,351
2 固定資産			
(1) 有形固定資産	355,810	303,063	100,313
(2) 無形固定資産	160,600	160,600	160,600
(3) 投資その他の資産	10,000,000	10,000,000	10,000,000
固定資産合計	10,516,410	10,463,663	10,260,913
資産合計	19,553,019,881	24,894,325,530	24,850,609,264
負債の部			
1 流動負債			
(1) 未払金	0	0	0
(2) 短期借入金	6,434,604,450	11,483,132,317	11,192,560,295

(3) 未払費用	28,065,745	59,903,201	88,532,256
(4) 預り金	102,333	98,929	111,620
流動負債合計	6,462,772,528	11,543,134,447	11,281,204,171
2 固定負債			
(1) 長期借入金	12,662,296,189	12,966,223,163	13,188,490,411
(2) 普通引当金	41,691,785	40,458,785	36,308,785
固定負債合計	12,703,987,974	13,006,681,948	13,224,799,196
負債合計	19,166,760,502	24,549,816,395	24,506,003,367
資本の部			
1 基本金			
(1) 基本財産	10,000,000	10,000,000	10,000,000
基本金合計	10,000,000	10,000,000	10,000,000
2 準備金			
(1) 前期繰越準備金	334,509,135	334,605,897	347,259,719
(2) 当期純利益 (損失)	41,750,244	96,762	12,653,822
準備金合計	376,259,379	334,509,135	334,605,897
資本合計	386,259,379	344,509,135	344,605,897
負債・資本合計	19,553,019,881	24,894,325,530	24,850,609,264

オ 経営成績推移

最近 3 年間の経営成績の推移は、以下のとおりである。

損益計算書

(単位 : 円)

	平成 1 6 年度	平成 1 5 年度	平成 1 4 年度
1 事業収益			
(1) 公有地取得事業収益	5,521,312,824	245,760,260	69,592,920
(2) 受託等事業収益	0	0	0
2 事業原価			
(1) 公有地取得事業原価	5,485,855,467	244,153,999	68,950,151
事業総利益	35,457,357	1,606,261	642,769
3 販売費及び一般管理費			
(1) 人件費	19,708,828	21,562,760	21,494,256
(2) 経費	12,337,789	8,287,094	9,437,229
事業利益 (損失)	3,410,740	28,243,593	30,288,716
4 事業外収益			
(1) 受取利息	367,190	624,048	723,331
(2) 雑収益	49,847,503	39,424,934	29,631,372
5 事業外費用			
(1) 支払利息	11,875,189	11,902,151	12,719,809
(2) 雑損失	0	0	0
経常利益 (損失)	41,750,244	96,762	12,653,822
6 特別利益			
(1) 前期損益修正益	0	0	0

7 特別損失			
(1) 前期損益修正損	0	0	0
当期純利益 (損失)	41,750,244	96,762	12,653,822

平成 1 6 年度当期純利益計上の主な要因は、公社保有土地賃貸料 (37,805,763 円)
収入及び銘苅小学校用地購入事業外 2 件 (35,457,357 円) の売却手数料等である。

カ 公社保有資産の一覧表

那覇市土地開発公社の保有資産は、以下のとおりである。

(平成 1 7 年 3 月 3 1 日現在、単位：百万円)

資 産 区 分	取 得 原 価	累 積 利 息	簿 価	市の用途方針	売却 予定	備 考
1 庁舎候補地	3,243	1,890	5,133	民間貸付に用途 変更、市再取得	H17	長期保有
2 多目的広場整備事業	46	1	47	民間貸付に用途 変更、市再取得	H17	短期保有
3 福祉複合施設用地	97	65	162	民間貸付に用途 変更、市再取得	H17	長期保有
4 行政施設 (庁舎、 IT、消防)	1,464	983	2,447	当初用途で市再 取得	H18	供用済土地
5 小禄金城地区公共公 益施設用地	502	494	996	当初用途で市再 取得	H18	供用済土地
6 那覇市保健センター 建設事業用地	147	2	149	当初用途で市再 取得	H18	短期保有
7 埋蔵文化財センター 用地 (1)	153	102	255	当初用途で市再 取得	H19	長期保有
8 古墓群用地 (1)	192	129	321	当初用途で市再 取得	H19	長期保有
9 埋蔵文化財センター 用地 (2)	159	107	266	当初用途で市再 取得	H20	長期保有
10 古墓群用地 (2)	200	134	334	当初用途で市再 取得	H20	長期保有
11 総合文化施設用地	349	219	568	用途再検討し市 再取得	H20	長期保有
12 中学校建設用地	3,872	1,872	5,744	当初用途で市再 取得	H21	長期保有
13 大名 (公共用地取 得の代替地用地)	154	45	199	用途再検討し市 再取得	H22	長期保有
14 小学校建設用地	1,925	576	2,501	当初用途で市再 取得	H22	長期保有
合 計	12,503	6,619	19,122			

「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」市資料より作成。

長期保有→ 5 年以上、短期保有→ 5 年未満。

備考欄で「供用済土地」とは、公社保有で那覇市に対し既に賃貸供用させているもの。

上記公社保有土地総面積は、87,568.71 m²である

キ 借入金推移

最近 3 年間の借入金及び累積利息残高の推移は、以下のとおりである。

(単位：円)

	平成 1 6 年度	平成 1 5 年度	平成 1 4 年度
長期借入金期末残高	12,662,296,189	12,966,223,163	13,188,490,411
短期借入金期末残高	6,434,604,450	11,483,132,317	11,192,560,295
借入金期末総残高	19,096,900,639	24,449,355,480	24,381,050,706
(累積利息残高)	(6,619,648,334)	(8,459,774,048)	(8,403,794,339)

長期借入金は那覇市土地開発基金および一般会計（その他基金から繰替運用）から、また短期借入金は民間金融機関からの借入れである。（長期借入→1年以上、短期借入→1年未満）

平成 1 6 年度の金利は、長期借入れは 0.09%、短期借入れは 0.75～0.80%である。

累積利息残高は、内数である。

ク 監査の結果

(ア) 出資 (総務部管財課)

財政援助(財務部財政課)

対象となった事務は、「ケ 指摘事項等」以外は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(イ) 出資・財政援助団体(那覇市土地開発公社)

対象となった事務は、「ケ 指摘事項等」以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

ケ 指摘事項等

(土地開発公社)

(ア) 市事業計画のない土地の取得について

大名児童館(首里大名町2丁目)の西側隣地に、当初、市事業計画のないまま同公社が平成3年12月に取得した長期保有土地(1,225 m²)がある。この土地の取得に当たっての経緯は、平成2年度に市による大名児童館建設用地(1,110 m²)の用地買収が抵当権絡みで難航していたので、同公社に対し先行取得依頼が急遽持ち込まれた。しかしながら、市事業計画のない土地を含めての一括買い上げを要求する所有者の同意を得るため先行取得依頼にない部分の土地も含めて購入することになった。このことにより、長期保有土地を抱え込み、ひいては市財政に過重な財政負担を与える結果となった。市事業計画に基づかない取得については、手続きを含めてより慎重を期すべきであった。

(イ) 那覇市への土地無償貸付について

- a 市に対し、下記物件を平成14年度は全額免除、平成15年度は賃料相場の9割減免で有償貸付、平成16年度には又全額免除している。「那覇市土地開発公社保有土地の賃貸に関する要綱」第8条で賃貸料の全部または一部を減免することが出来ることになっている。しかし、平成16年度において、減免申請の主な理由として借り手側の厳しい予算を挙げており、それだけの理由で全件、全額免除の決裁承認したことは公社自体の健全経営の立場からすると安易である。「那覇市土地開発公社業務方法書」第6条の最も有効かつ適正な利用を

図るよう努める義務に反するので、今後は正されたい。

市への貸付状況 (年度別推移)

(単位:円)

土地所在地	面積 (㎡)	平成 16 年	平成 15 年	平成 14 年
庁舎候補地 (234 街区、那覇新都心多目的広場)	17,354	免除	3,781,610	免除
行政施設 (70-2 街区、銘苅庁舎、仮設駐車場)	5,038	免除	963,264	—
行政施設 (70-2 街区、I T 創造館)	2,080.48	免除	453,357	—
行政施設 (70-2 街区、消防庁舎)	7,282	免除	661,205	—
小禄金城地区公共公益施設用地 (保健センター)	4,942.13	免除	753,427	免除
公共用地取得代替地用地 (大名児童館多目的広場)	1,225	免除	231,525	免除
学校用地 (56-2 街区、安岡中学校)	3,804	免除	828,929	免除
学校用地 (217 街区、泊小学校)	2,699.96	免除	—	—
合 計	44,425.57		7,673,317	

平成 15 年度の賃貸料は、公社賃貸要綱に基づき 9 割減免である。

- b 銘苅市営住宅の北側に、900㎡の職員駐車場がある。これは、同公社が市職員厚生会へ賃貸しているが、全部使用させているにもかかわらず、使用許可面積 450㎡として、(法面部分を除く有効面積 701.3㎡) 残地 251.3㎡を無償使用させているものである。これは、那覇市土地開発公社業務方法書第 6 条の最も有効かつ適正な利用を図るよう努めることに反する行為であるので、早急に是正されたい。

(ウ) 経理処理 (雑収益) について

平成 16 年度損益計算書中、雑収益で 4,984 万 7,503 円計上されているが、その主なものは、土地賃貸料収入 3,780 万 5,763 円、市からの利息助成金 1,187 万 5,189 円である。その経理区分に当たって雑収益で計上していることは、不適切な処理である。事業収益中に新たな科目を設けて計上するよう検討されたい。

(エ) 諸規程について

- a 那覇市土地開発公社定款第 6 条に、「理事のうち 1 人および監事のうち 1 人は、常任とする」とあるが、常勤の役員は置いてないのが現状である。将来も置く予定がないのであれば規定の見直しをされたい。
- b 那覇市土地開発公社の非常勤役員に対する退職記念品等支給規程は、「在職期間 6 月以上 1 年未満の者に 2 万円又は相当品、1 年以上 2 年未満の者に 3 万円又は相当品、2 年以上の者に 2 年を越える在職年数 1 年毎に 1 万円を加算すると規定されている」とあるが、非常勤の役員は置いてないのが現状である。将来も置く予定がないのであれば規定の見直しをされたい。

(財政課、土地開発公社)

(ア) 協定書について

昭和 48 年 6 月 21 日に那覇市長と締結した「土地等の売買にかかる手数料についての協定書」第 2 条に「手数料は原則として乙(公社)が土地等の取得を行った年度内に 30% 翌年度に 70% 相当額を支払うものとする」とある。現状としては、市が買戻しの時点で 100% 支払っているため、協定書の見直しを検討されたい。

(管財課、土地開発公社)

(ア) 公社存続について

土地開発公社の問題は、本市に限らず隠れた借金として全国自治体の財政悪化に、深刻な影響を与えている。設立当初は、地価の右肩上がりの時代にあって公有地の先行取得は有効に機能してきたと評価できる。しかし、現在ではバブル崩壊後の地価下落、財政悪化などで、先行取得する意味はほとんどない。その存在価値は希薄化しており、社会的使命は終了したといえる。

本市では平成 17 年 6 月に土地開発公社経営健全化団体の県知事指定を受け、国の支援策のもと「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」を策定している。当該公社保有の土地を平成 17 年度から平成 22 年度の間に市が買い戻す計画となっている。これを機に、同公社の解散についても積極的に検討すべきである。

(4) 事業名称

景観地区への助成事業

ア 所管部局名

都市計画部 都市計画課

イ 助成金交付先

個人及び法人

ウ 助成金額

8,951,000 円

エ 助成事業概要

戦前からの、那覇の特徴ある街並みが比較的多く残されている景観形成地域(首里金城地区、龍潭通り沿線地区、壺屋地区)において、那覇の個性豊かな都市景観を「まもり・そだて・つくる」ため、優れた都市景観の形成に著しく寄与すると認められる、赤瓦屋根や石垣などの建築行為に対し助成事業を行うことにより、個性豊かな那覇の都市景観を育んでいく。

そのため、優れた都市景観の形成に著しく寄与すると認められる赤瓦屋根や石垣などの建築行為等に対し、対象工事費の 2 分の 1、かつ 100 万円を上限とした助成(市単独補助)を行う。

(ア) 助成金根拠

那覇市都市景観条例

平成 16 年度の助成金交付先・交付額等

単位：円

番号	交付先	地区区分	助成対象工事費	交付額	助成率(%)
1	個人 1	首里金城地区	1,108,050	554,000	50.0
2	個人 2	〃	2,015,840	1,000,000	49.6
3	個人 3	〃	1,129,920	564,000	49.2
4	個人 4	龍潭通り沿線地区	594,900	297,000	49.8

5	個人 5	"	1,600,002	800,000	50.0
6	個人 6	"	777,510	388,000	49.9
7	個人 7	"	1,570,300	785,000	50.0
8	個人 8	"	1,209,000	604,000	50.0
9	個人 9	"	1,236,870	618,000	50.0
10	個人 10	"	1,378,450	689,000	50.0
11	個人 11	"	247,500	123,000	49.7
12	法人	"	1,058,490	529,000	50.0
13	個人 13	"	2,679,000	1,000,000	37.3
14	個人 14	壺屋地区	2,684,165	1,000,000	37.3
助 成 金 交 付 総 額 及 び 助 成 率				8,951,000	46.4

オ 監査の結果

この助成金は、交付目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

また、助成金の額の算定、交付方法、時期、手続き等の事務処理は、一部改善を要する点が見受けられるものの、おおむね適正に執行されており、その計数も正確であるものと認められた。

(5) 事業名称 モノレール旭橋駅周辺市街地再開発事業

- ア 所管部局名 都市計画部 都市再開発課
 イ 補助金交付先 旭橋都市再開発株式会社
 (ア) 設立年月日 平成 15 年 9 月 1 日
 (イ) 代表者 代表取締役 屋嘉部 長市
 (ウ) 資本金 11,150,000 円(5 万円×223 株)
 ウ 補助金交付額 26,300,000 円
 エ 補助事業概要

当地区は、平成 15 年 8 月に開業した沖縄都市モノレールの旭橋駅に隣接し、地区内には本市の交通の要衝である那覇バスターミナルが立地するなど、交通結節点として重要な位置にあるものの、有効利用されていない敷地が多く、また、老朽化した建物が多いため駅前に相応しい都市的な土地利用がなされていない状況である。

そこで、本事業は、安全・快適な歩行者空間の整備とバスターミナルの利便性の向上を図ることで交通結節点機能を強化し都市活動、都市生活を支えるための業務、商業、宿泊等多様な都市機能を導入して合理的、且つ、健全な高度利用を図ると共に本市の玄関口としての「顔」となる風格と豊かでゆとりある都市空間の形成を図ることを目的とする。

- (ア) 補助決定関係法令 都市再開発法第 2 条の 2 第 3 項、都市再開発法第 122 条及び那覇市市街地再開発事業補助金交付要綱第 2 条
 (イ) 補助金概要
 a 補助金に係る平成 16 年度決算状況

(a) 都市再開発課

(単位: 円)

年度	財 源 区 分		一般会計 繰入金	国庫支出金	市 債	そ の 他 (一般財源)	合 計	
平成 16年度	予算 現額	現 年 度 分	46,050,000	52,250,000	6,400,000	200,000	104,900,000	
		前年度繰越分	3,350,000	13,150,000	9,800,000	0	26,300,000	
		合 計	49,400,000	65,400,000	16,200,000	200,000	131,200,000	
	決算 状況	経費 区分	事 務 費	0	400,000	600,000	200,000	1,200,000
			補 助 金 (前年度繰越分)	3,350,000	13,150,000	9,800,000	0	26,300,000
			支出合計	3,350,000	13,550,000	10,400,000	200,000	27,500,000
		次年度繰越額		46,050,000	51,850,000	5,800,000	0	103,700,000
		合 計		49,400,000	65,400,000	16,200,000	200,000	131,200,000

(b) 旭橋都市再開発株式会社

(単位: 円)

平成 16年度	収入	収 入 区 分	補 助 金	分 担 金	借入金収入	合 計
		金 額	52,600,000	4,077,854	30,000,000	86,677,854
	支出	支 出 区 分	調査設計計画費	事務諸費		合 計
		金 額	84,761,250	1,916,604		86,677,854

(補助金 52,600,000 円 = 那覇市補助金 26,300,000 円 + 沖縄県補助金 26,300,000 円)

b 補助対象事業の全体計画

平成15～22年度		全 体 計 画 (単位: 千円)					
財 源 経 費		補助対象 事業費	那覇市予算	国庫受入金	那覇市負担金	那覇市負担金内訳	
						起 債	一般財源
調査設計計画	現況測量権利調査	119,400	39,800	19,900	19,900	14,800	5,100
	基 本 設 計	267,000	89,000	44,500	44,500	0	44,500
	そ の 他	131,100	43,700	21,850	21,850	0	21,850
	地 盤 調 査	33,000	11,000	5,500	5,500	0	5,500
	建 築 設 計	1,073,700	357,900	178,950	178,950	134,000	44,950
	権利変換計画作成	223,800	74,600	37,300	37,300	0	37,300
土 地 整 備		6,239,400	2,079,800	1,039,900	1,039,900	779,800	260,100
共 同 施 設 整 備		6,990,600	2,330,200	1,165,100	1,165,100	873,700	291,400
附 帯 事 務 費		293,100	97,700	48,850	48,850	36,200	12,650
整 備 計 画 作 成 費		25,200	25,200	8,400	16,800	12,500	4,300
合 計		15,396,300	5,148,900	2,570,250	2,578,650	1,851,000	727,650

(都市再開発課資料:平成 17 年 11 月 1 日現在)

オ 監査の結果

対象となった事務は、「カ 指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

カ 指摘事項等

(都市再開発課)

(ア) 検査マニュアル等の策定について

当市街地再開発事業は、事業性や事業スピードを重視することにより事業の促進性を確保するための再開発会社施行によるものであるが、本市は約 26 億円もの多額の一般財源を投入する補助事業であることから、本市の補助事業としての適切な検査をする必要がある。都市再開発課では、その事業の実績や履行の確認として委託契約書の写し及び事務費で使用した領収書を添付させ、補助額を精査したり、委託発注仕様書とその作成された書類である成果品の照合を実施している。しかし、そのような形式的な事業の結果チェックだけでは同事業の検査体制としては不十分であり、再開発事業の計画から実施に渡るまで取締役会議の議事録の点検なども含めて、より深度のある検査が必要である。従って、再開発事業全体の検査方法の検討をし、チェックリストによる検査マニュアル等を策定するなどして、検査体制を充実させることにより沖縄県とも協同しながら行政としての適切な管理・監督をしていただきたい。

(イ) 公益上の必要性や行政効果について

公益上の必要性や行政効果の予測として「モノレール利用客の増加、市税等の増収、事業所が増えることによる雇用の拡大が図れる」としているが、それを予測したのは旭橋都市再開発株式会社であり、都市再開発課においては、その内容の精度を担保する検証がなされてなかった。地方自治法第 232 条の 2 において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定しているが、公費の用途は、公平・公正で客観的かつ合理的な公益性を持たなければならない。従って、高額な補助金を交付することに鑑み、長期的な視点に立って冷静かつ客観的な判断ができるような十分納得できる行政効果を検討することで公益性が発揮できるよう関係者の調整に努めて、補助事業実施にあたっての行政的責任を果たしていただきたい。

(ウ) 実績報告書等による補助事業の履行確認について

那覇市補助金等交付規則第 10 条(補助事業の遂行)、同第 12 条(実績報告)を受けて、同第 13 条(補助金等の額の確定)で「補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査」することになっている。これに従って、当該補助金の用途である調査設計計画費と附帯事務費として執行されているかどうかを被補助団体の予算・決算報告書や実績報告書等により確認するべきである。

しかし、都市再開発課においては補助金に係る収支の会計経理が適正かどうかについて実績報告書等の確認としての検査がなされておらず、結果として旭橋都市再開発株式会社の平成 16 年度予算及び実績の報告書の調査設計計画費の実績が 542,850 円多い 85,304,100 円が計上されている間違った記載の事実が今回の監査の最中において発見された。今後は、このような不適正な状況が発生しないよう実績報告書等による履行確認を十分に精査して、補助事業としての適正な事業の実績管理をしていただきたい。

(旭橋都市再開発株式会社)

(ア) 会計処理業務の状況について

監査役と会計処理業務委託先の税理士事務所所長が同一人となっており、会計経理の管理点検体制上から好ましくないのが、会計処理業務と監査業務の相互牽制機能が働くよう適切な運用管理体制の見直しをしていただきたい。

(6) 事業名称 都市再生総合整備事業

ア 所管部課名 都市計画部 区画整理課

イ 補助金交付額 22,047,000 円

ウ 補助事業概要 那覇新都心地区では、都市拠点を形成し、個性豊かな街並み景観を創出するため、地域が主体となって街づくりを進めてきた。本市及び都市再生機構（旧 地域振興整備公団）では、これを積極的に推進するため国の補助事業である都市再生総合整備事業を導入し都市再生機構（旧 地域振興整備公団）では誘導案内サインを設置し、本市においては、地区計画及び再開発地区計画により定められた民有地の壁面後退部分（セットバック）の歩道一体利用箇所及び2号施設箇所（道路、広場その他の公共空地）を民間が高質化舗装や植栽を整備するものに対し、施工費の2/3以内（国 1/3、市 1/3）補助するもので、個性豊かな街並みや賑わいとゆとりある歩行者空間を生み出すものである。

(ア) 補助決定関係法令 那覇市補助金等交付規則

平成16年度の助成金交付先・交付額等

単位：円

No	交 付 先	施 工 費 (A)	交 付 額 (A) × 2/3
1	(有)仲本雅総合商事	2,766,000	1,844,000
2	Udenimu&Co.(有)	706,500	471,000
3	個人	501,000	334,000
4	(有) おもろまちインベストメント	26,082,000	17,388,000
5	八重洲産業(株)	1,140,000	760,000
6	協業組合丸正印刷	450,000	300,000
7	(有) とみやコーポレーション	1,425,000	950,000
補 助 金 交 付 総 額			22,047,000

エ 監査の結果

この補助金は、交付目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

また、補助金の額の算定、交付方法、時期、手続き等の事務処理は適正に執行されており、その計数も正確であるものと認められた。